（別記様式第１号）

| | |
|---|---|
| 計画作成年度 | 令和７年度 |
| 計画主体 | 東　　村 |

# 東村鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　東村役場　農林水産課
所　　在　　地　東村字平良８０４番地
電　話　番　号　０９８０－４３－２２０８
ＦＡＸ番号　０９８０－４３－２１８４
メールアドレス　nourin@vill.okinawa-higashi.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|---|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ、オリイオオコウモリ、シロガシラ、ノヤギ |
| 計画期間 | 令和８年度～令和１０年度 |
| 対象地域 | 東　　村 |

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和６年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|---|---|---|
| | 品　目 | 被害数値 |
| イノシシ | 果樹、野菜<br>ﾊﾟｲﾝｱｯﾌﾟﾙ 新芽・果実食害<br>カボチャ 果実食害 | 5,756 千円　1.32ha |
| オリイオオコウモリ | 果樹、柑橘類 | 不明 千円　不明 ha |
| シロガシラ | 果樹、野菜類 | 不明 千円　不明 ha |
| ノヤギ | 牧草 | 不明 千円　不明 ha |

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

・イノシシは５月頃から活動が盛んになり、特にパインの定植後新芽発生時期やカボチャの出荷前に被害が大きい。イノシシ侵入防止（ワイヤーメッシュ、電気柵）を導入した圃場では被害の軽減がされている。

・オリイオオコウモリは柑橘類の収穫時期に被害が大きく、山間部の柑橘類を栽培している地域に被害が集中している。

・シロガシラによるパインアップルの食害が時折報告されているが、被害の詳細は不明である。

・ノヤギは本村の宮城地区及び高江地区に野生化し、集団で牧草地に現れて牧草の食害が報告されている。県事業等により頭数は減少傾向にあるが、牧草地以外の農作物へ被害を及ぼす恐れがあることから引き続き対策を行う。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
　　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和６年度） | 目標値（令和10年度） |
|---|---|---|
| イノシシ | 5,756千円 | 1,667千円 |
| | 1.32 ha | 1.18 ha |
| オリイオオコウモリ | 不明 千円 | 不明 千円 |
| | 不明 ha | 不明 ha |
| シロガシラ | 不明 千円 | 不明 千円 |
| | 不明 ha | 不明 ha |
| ノヤギ | 不明 千円 | 不明 千円 |
| | 不明 ha | 不明 ha |

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | ・狩猟者によるイノシシの駆除<br>・捕獲器等設置（箱罠、くくり罠）によるイノシシの駆除 | ・令和４年度より銃器、箱罠に加えくくり罠を導入。捕獲実績は上がってきているが、それを上回るペースでイノシシの生息数が増えている。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | ・圃場周辺への侵入防止策の設置（ワイヤーメッシュ、電気柵等） | ・施設の管理状況が悪い圃場においてイノシシが侵入しやすい状況にある。また、台風等で施設が被災した際、復旧するまでの間に被害に合うケースもあることから、農家の意識向上及び被災後の見回りを強化する必要がある。 |
| 生息環境管理その他の取組 | ・特になし | ・イノシシが集落内の耕作放棄地を根城にしているケースが散見される。遊休地解消と担い手の確保が必要。 |

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

| |
|---|
| ①実施隊による捕獲活動により、農作物被害軽減を図る。<br>②狩猟者免許者の促進を行い、担い手の拡充を図る。<br>③被害の多い地区への捕獲ワナ等の設置<br>④捕獲方法の情報収集<br>⑤捕獲した個体の一部については、沖縄県猟友会を通じて、豚熱・アフリカ豚熱浸潤状況調査用の検体として、北部家畜保健衛生所に血液を提供する。 |

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

| |
|---|
| ・東村鳥獣被害対策実施隊を設けイノシシ捕獲器（箱罠、くくり罠）の管理及び実態把握に努める。<br>・銃器を使用する駆除については、猟友会の指導のもと、東村鳥獣被害対策実施隊が村長の任命を受け駆除を行う。 |

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 令和８年度 | イノシシ<br>シロガシラ | 狩猟免許講習会・試験の斡旋 |
| 令和９年度 | イノシシ<br>シロガシラ | 狩猟免許講習会・試験の斡旋 |
| 令和10年度 | イノシシ<br>シロガシラ | 狩猟免許講習会・試験の斡旋 |

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|---|
| ・イノシシの捕獲実績は令和６年度で 328 頭となっている。令和８～10 年度の捕獲計画は、上記の捕獲実績及び近年の推定個体数が増加傾向にあることを踏まえて年間 400 頭とする。<br>・シロガシラの捕獲計画は年間 30 羽とする。<br>・ノヤギの捕獲計画は年間 12 頭とする。 |

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 |
| イノシシ | ４００ 頭 | ４００ 頭 | ４００ 頭 |
| シロガシラ | ３０ 羽 | ３０ 羽 | ３０ 羽 |
| ノヤギ | １２ 頭 | １２ 頭 | １２ 頭 |

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| （イノシシ・シロガシラ・ノヤギ）<br>イノシシ捕獲器（箱罠・くくり罠）による捕獲活動。<br>箱罠等によるシロガシラの捕獲。<br>捕獲器（箱罠・くくり罠）によるノヤギの捕獲。（4 月～翌 3 月迄）<br>東村鳥獣対策実施隊による銃器による捕獲活動（4 月～翌 3 月迄）<br>捕獲予定場所：東村全域（国指定の鳥獣保護区を除く） |

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| --- |
| 必要性及び捕獲方法：<br>　東村内全域において、イノシシによるパインアップル等の被害が通年発生している。銃器での捕獲を実施する際、イノシシに察知され逃げられることも多い。長距離からの狙撃が可能なライフル銃を使用する事で対象に察知されることなく、より確実に効率的な捕獲を実施することが可能となる。<br>捕獲予定時期：通年<br>捕獲予定場所：東村内全域（ただし、国指定の鳥獣保護区を除く） |

（注）１　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２　特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

（４）許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| --- | --- |
| 東　村 | イノシシ、シロガシラ、ノヤギ |

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| --- | --- | --- | --- |
| | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和 10 年度 |
| イノシシ | ・整備予定なし<br><br>・侵入防止柵、ネットの材料費補助を予定 10,000m 分（見込み） | ・整備予定なし<br><br>・侵入防止柵、ネットの材料費補助を予定 10,000m 分（見込み） | ・整備予定なし<br><br>・侵入防止柵、ネットの材料費補助を予定 10,000m 分（見込み） |

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 令和<br>８<br>年度 | イノシシ<br>オリイオオコウモリ<br>シロガシラ<br>ノヤギ | 東村鳥獣対策実施隊による出没箇所の見回り活動。<br>侵入防止ネット等対策方法の情報収集及び周知。<br>防鳥ネット等対策方法の情報収集及び周知。<br>東村鳥獣対策実施隊による出没箇所の見回り活動。 |
| 令和<br>９<br>年度 | イノシシ<br>オリイオオコウモリ<br>シロガシラ<br>ノヤギ | 東村鳥獣対策実施隊による出没箇所の見回り活動。<br>侵入防止ネット等対策方法の情報収集及び周知。<br>防鳥ネット等対策方法の情報収集及び周知。<br>東村鳥獣対策実施隊による出没箇所の見回り活動。 |
| 令和<br>10<br>年度 | イノシシ<br>オリイオオコウモリ<br>シロガシラ<br>ノヤギ | 東村鳥獣対策実施隊による出没箇所の見回り活動。<br>侵入防止ネット等対策方法の情報収集及び周知。<br>防鳥ネット等対策方法の情報収集及び周知。<br>東村鳥獣対策実施隊による出没箇所の見回り活動。 |

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---|---|
| 東村 農林水産課 | ・緊急時の情報収集及び関係機関への連絡<br>・実施隊員への許可発行、警察署及び各行政区へ活動時への連絡 |
| 東村鳥獣被害対策実施隊 | ・緊急時への村担当者への連絡・状況の説明 |
| 名護警察署<br>国頭地区行政事務組合消防本部 | ・駆除活動時の通報等の対応<br>・緊急時の対応出勤 |
| 沖縄県 | ・緊急時の情報収集 |

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

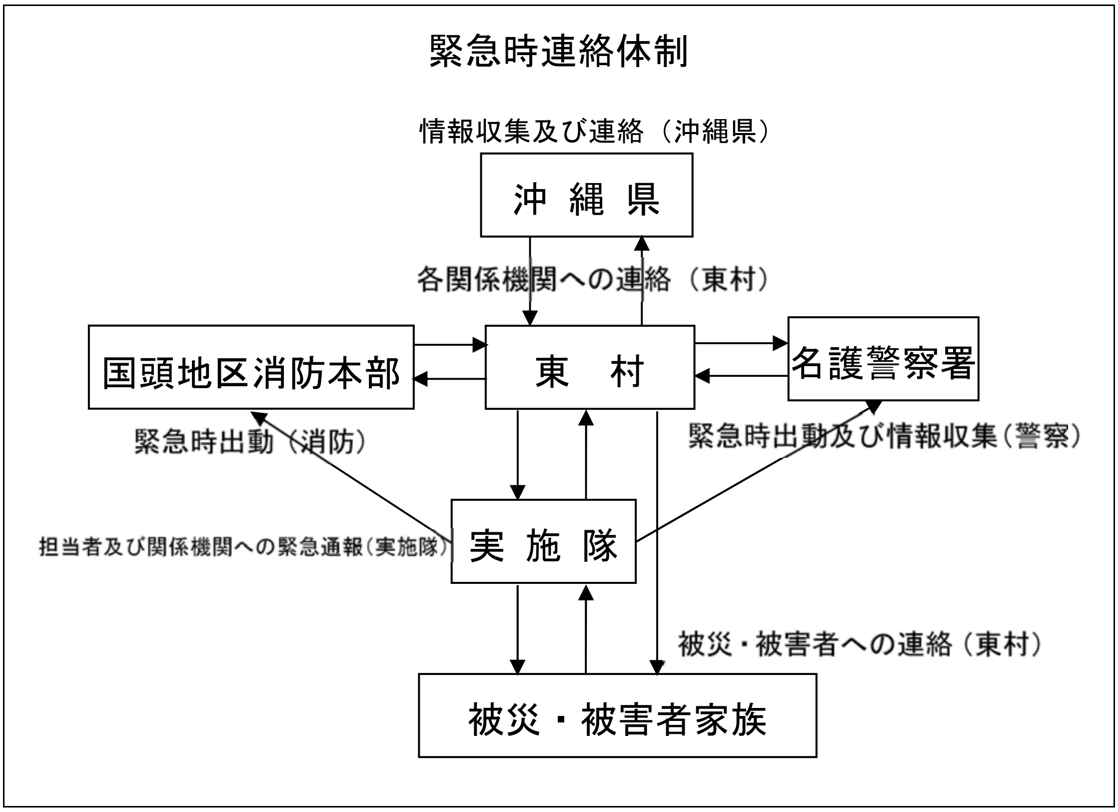


（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

| |
|---|
| 捕獲した有害鳥獣については、苦痛を与えない方法で速やかに殺処分をして埋設する。 |

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

| |
|---|
| イノシシ：捕獲者による自家消費を行う。<br>シロガシラ：食品としての利用に適さないことから利用推進は困難である。<br>ノヤギ：捕獲者による自家消費を行う。 |

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 東村有害鳥獣対策協議会 |
|---|---|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 東村役場　農林水産課 | 鳥獣被害防止計画の作成・実施隊への指導、監督、助言 |
| JA おきなわ　東支店 | 役場、農家との情報交換、防除資材等の情報 |
| 北部地区営農センター | 被害状況調査・被害データ集計 |
| 北部農林水産振興センター農業改良普及課 | 果実の食害防止指導 |
| 東村鳥獣被害対策実施隊 | 有害鳥獣個体数調整の実施 |

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---|---|
| 野生鳥獣被害対策アドバイザー | 生態系や生息域等のアドバイス、講演会等 |
| 沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策協議会 | 鳥獣被害実態・取組活動等情報の共有 |
| 沖縄県病害虫防除技術センター | 防除対策指導 |

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|---|
| ・実施隊は、担当職員及び村内の狩猟免許所持者から村長が任命する。<br>・捕獲許可の迅速化と通年的な捕獲活動の実施。<br>・被害防止施策の計画立案、対象鳥獣による被害実態調査の実施。 |

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|---|
| |

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|---|
| ・地域住民への事前防止策の周知徹底。<br>・関係機関や近隣市町村との情報交換。<br>・令和８年２月現在、沖縄県全域において野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱の感染は確認されていないが、野生イノシシが豚熱及びアフリカ豚熱に感染している可能性を考慮し、狩猟の際は適正な処理・消毒を実施する。 |

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。